

責任開始期以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する手術を受けたときにお支払いします。

入院中に 受けた手術

入院一時給付金額 × 50%

入院基本料の算定があるとき

外来で 受けた手術

入院一時給付金額 × 20%

入院基本料の算定がないとき

公的医療保険が適用される手術のとき



お支払いできる場合

「皮下腫瘍」のため「皮膚、皮下腫瘍摘出術」を受けたとき
公的医療保険が適用される手術のため、手術給付金をお支払いします。



お支払いできない場合

「ケガ」によってできた傷口を縫うため「創傷処理」を受けたとき
約款で支払対象から除外されている手術のため、手術給付金はお支払いできません。

検査・公的医療保険が適用されない手術のとき



お支払いできない場合

「急性心筋梗塞」で「心臓カテーテル検査」を受けたとき
検査は約款上の治療のための手術にはあたらないため、手術給付金はお支払いできません。



お支払いできない場合

「近視矯正」のため「レーシック手術」を受けたとき
公的医療保険が適用されない手術のため、手術給付金はお支払いできません。

同日の手術

手術給付金の支払対象となる複数の手術を同じ日に受けられた場合には、支払額のもっとも高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

1日につきの手術

医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術があります。その手術を複数回受けられた場合には、初日についてのみ手術給付金をお支払いします。2日目以降は器具などを留置した管理状態であり実際に手術は施行されていないため手術給付金はお支払いできません。

●手術の例〔2022年1月現在〕

○大動脈バルーンパンピング法 ○補助人工心臓 ○人工心臓 ○植込型補助人工心臓
○経皮的な心肺補助法

一連の手術

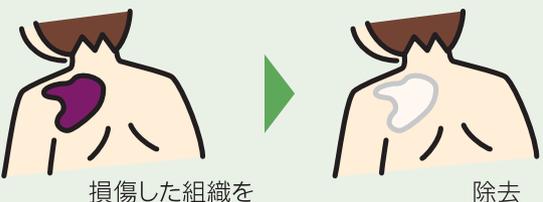
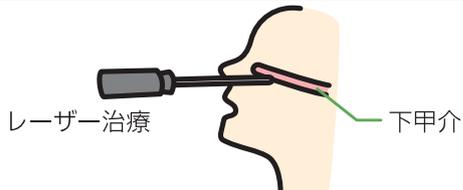
医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される手術があります。「一連の手術」の2回目以降に該当するものは、手術給付金はお支払いできません。

●手術の例〔2022年1月現在〕

○超音波骨折治療法 ○難治性骨折電磁波電気治療法 ○網膜光凝固術
○体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 ○体外衝撃波胆石破碎術 ○皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術

公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術または、先進医療の対象であっても、お支払いの対象とならない手術があります。

1 公的医療保険に適用されるが 支払対象から除外されている手術

	除外手術	手術内容*	手術イメージ**
皮膚	創傷処理	切り傷等の傷口を縫い合わせた。	 傷口を縫う
	皮膚切開術	皮膚を切開し、中の膿(うみ)をだした。	 「のうよう」を切開
	デブリードマン	損傷(壊死等)した組織等を除去してきれいにした。	 損傷した組織を除去
骨・関節	骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術	(脱臼等の治療で)皮膚の上から手や器具を使って骨や関節のズレ等を元に戻した。 (骨折等の治療で)メスを使わずに添え木やギプス等で固定した。	【整復術のイメージ】  関節のズレを戻す 【整復固定術のイメージ】  「添え木」で固定
歯	抜歯手術	虫歯や親知らずを抜いた。	 虫歯や親知らずを抜く
鼻	びくうねんまくしょうしゃくじゆつ 鼻腔粘膜焼灼術 (下甲介粘膜焼灼術を含みます)	鼻づまりなどの症状を和らげるためにレーザーを用いて鼻の粘膜を焼いた。	 レーザー治療 下甲介

※「手術内容」「手術イメージ」は一例であり、これらの例以外でも「除外手術」とみなされる場合があります。

2 先進医療に該当するが支払対象外の手術

- ・歯・義歯または歯肉の処置に伴う手術
- ・上記①の表に該当するもの